

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成30年法人土地・建物基本調査の復元倍率検討等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 野村 正史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.1	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平成30年度に実施した「平成30年法人土地・建物基本調査」の調査結果を反映した名簿の更新及び復元倍率の検討を行い、また、更新した本調査の名簿を基に土地保有・動態調査の名簿を作成することを目的としている。 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の答申(2017年12月19日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1社(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断した。 以上のことから、公益財団法人統計情報研究開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、当該業務の実施者として選定し、随意契約を行うこととした。	22,429,000	22,187,000	98.9%	-	公財	国認定	1者		本業務は、総合的な土地政策の推進に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成32年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 野村 正史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.1	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15SVAXTTビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定める全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,500人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。	52,800,000	51,889,200	98.3%	-	公社	国認定	1者		本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

<p>今日的な課題に柔軟に対応した新たな土地区画整理事業手法の検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 都市場局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H314.1</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人街づくり 区画整理協会 他1 者 東京都千代田区紀尾 井町3-32</p>	<p>4010005018652</p>	<p>本業務の履行にあたっては、地域の価値を高める持続的なまちづくりを進める上で、将来実現すべき市街地像とそれに対する市街地整備上の課題を把握し、土地区画整理事業手法の活用ニーズの想定を行う能力を有していることに加え、今後の土地区画整理事業のあり方の検討・整理を行うための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成31年2月13日から3月4日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、4者から企画書の提出があった。提出のあった4者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市場局企画競争有識者委員会」に諮った結果、街づくり区画整理協会・オオバ共同提案体の企画提案が、他社と比べて優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>13,959,000</p>	<p>13,915,000</p>	<p>99.68%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>4者</p>	<p>本業務は、地域の価値を高める持続的なまちづくりといった政策的な達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>緑化施設等による都市の暑熱対策に関する実証調査</p>	<p>支出負担行為担当 都市場局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H314.1</p>	<p>公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田 神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、暑熱緩和に資する緑化技術の開発および、その技術のPRを行うことを目的とし、平成29年～30年度の簡易テストを経て実証調査パートナーに認定された緑化施設とミストを組み合わせた「ミスト併用型の緑化施設」を設置する。さらに2020年夏季にむけて追加で設置する「ミスト併用型の緑化施設」の設置場所、施設の規模や仕様、展示方法、設置スケジュールの検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、民間事業者より提案された緑化手法を用いて、暑熱緩和効果や施工期間、猛暑への耐久性、維持管理コスト、安全性等の項目を検証するため、簡易的な緑化テストを実施するための能力や、2020年の夏季に設置する自立型の緑化施設について、施設の基本設計、展示手法の検討、及び施工スケジュールの検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成31年2月13日から平成31年3月7日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市場局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>29,447,000</p>	<p>29,426,100</p>	<p>99.93%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、都市緑化による暑熱対策の推進といった政策的な達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。なお、本業務は令和2年度で終了する事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>

<p>平成31年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、海外日本庭園の修復に係るモデル事業の実施を通して、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすい維持管理マニュアルの作成等を行うとともに、日本の造園技術者と連携した海外日本庭園を修復するための支援体制の構築に向けた検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画等の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の海外日本庭園の維持管理マニュアルを作成する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成31年2月13日から平成31年3月6日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>40,733,000</p>	<p>40,720,376</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、対日理解の促進やインバウンドの拡大、日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>北京国際園芸博覧会出展調査</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、2019年に中華人民共和国北京市において開催予定の国際園芸博覧会への政府出展に関して、開会中に日本の伝統的な造園緑化技術の効果的な情報発信方法を検討する。また、海外の造園緑化技術の状況把握・分析を行い、今後の国際園芸博覧会等への日本の造園緑化技術の効率的な海外展開の方策を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成31年2月21日から平成31年3月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>10,164,000</p>	<p>10,164,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、日本が有する造園文化の海外発信や、造園緑化技術の海外展開を図るとともに、日本と中国両国間の友好関係向上や日本への関心を高めインバウンド増加につなげるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.1	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	<p>本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、地理的位置情報を踏まえた都市緑化等による吸収量算定手法に関する調査及び、ノリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、地理的位置情報を踏まえた都市緑化等による温室効果ガス吸収量算定方法に関する検討や、京都議定書第二約束期間以降の新たな枠組みへの対応方針の検討等を行うための能力が必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成31年2月19日から平成31年3月11日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	10,670,000	10,670,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	有
ガーデンツーリズムの効果的な普及促進及び支援手法検討調査	支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.1	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	<p>本業務は、登録制度の運用及びホームページの作成等の国内外への効果的な普及促進を行うことを通して、各地域における庭園間で連携した取組の推進を図るものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、登録制度の創設から適切な運用を図るための能力や、各地のガーデンツーリズムの取組を促進するための方策検討や実施をするための能力等が必要である。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成31年2月19日から平成31年3月11日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。</p> <p>その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	27,489,000	27,472,500	99.9%	-	公財	国認定	2者	無

<p>道路交通情報に関する業務</p>	<p>支出負担行為担当官 池田 豊人 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機密接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	<p>220,361,500</p>	<p>220,361,500</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。</p>	<p>有</p>
<p>事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 自動車局長 奥田 哲也 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8</p>	<p>2010005018547</p>	<p>本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出はないことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。</p>	<p>63,094,756</p>	<p>63,094,756</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつてはいるものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p>	<p>有</p>

<p>民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 和泉 晶裕 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7</p>	<p>1430005001164</p>	<p>「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成26年4月13日閣議決定、平成26年4月1日閣内閣府令)以下、「閣議決定」とい。において、「象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝承等に関する知識の普及及び啓蒙に関する法律(平成9年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき指定された法人とすることが定められており、同法に基づき公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。</p> <p>閣議決定において、「象徴空間の一部公開等では、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実施の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な任務を構築することが定められており、国が責任をもって適切かつ効率的な運営を確保するためには組みを構築する必要があるとされている。</p> <p>運営主体の業務については、第9回アイヌ政策推進会議(座長:内閣府厚労長官)において「政策推進作業部会報告」として報告された「民族共生象徴空間」基本構想(改定版)以下、「基本構想」という。において以下のとおり明記されている。運営主体は、次の業務を行う。</p> <p>1) 総論 2) 国立民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営 3) 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施 4) 象徴空間に集約されたアイヌ遺構等の慰霊施設について、国土交通省の監督下での管理業務 5) 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信 6) 7) 総論 運営主体の開業準備活動については、基本構想において、「運営主体は、平成29年度に開くことによる指定を受けた後、速やかに次に掲げる事項を含む開業準備活動に着手する」と明記されている。</p> <p>1) 開業のための人材の採用・育成 2) 開業に向けた情報発信 3) 開業に向けたプロモーション活動 4) 総論 今後実施する「民族共生象徴空間の開業準備に関する委託業務」は、閣議決定で定められている「適切かつ効率的な運営を確保するために必要な任務を構築する」行為であり、基本構想で定められている開業準備活動であることから委託による管理運営を進める必要がある。</p> <p>併せて、第10回アイヌ政策推進会議において、座長である内閣府厚労長官より、民族共生象徴空間の具体的な知識の習得を進めることが確認されたため、このような準備業務を行うことは政府としての方針と考えらる。</p> <p>当該業務を行う運営主体は閣議決定により公益財団法人アイヌ民族文化財団に定められていることから、契約の性質上は自給自足の競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	<p>869,157,000</p>	<p>869,157,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。</p>	<p>有</p>
<p>道路交通情報に関する業務(上半期)(委託)</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 佐藤 肇 北海道札幌市北区北8条西2</p>	<p>H31.4.1</p>	<p>公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通して重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。</p> <p>公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。</p> <p>このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。</p> <p>また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	<p>38,672,000</p>	<p>38,672,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。</p>	<p>有</p>

H31荒川下流広報啓発活動補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	H31.4.8	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館(以下、「資料館」という。)を拠点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、監督職員を支援し、広報啓発活動の円滑な履行を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	16,885,000	16,885,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	本業務は、河川行政及び水防意識の理解促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
H31荒川下流学習支援運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	H31.4.8	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	16,940,000	16,940,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	本業務は、水防及び河川環境保全の意識啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
世界水準のDMOの形成に向けた「DMOネット」活用推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 和田 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-2	H31.4.10	公益社団法人日本観光振興協会 東京都港区虎ノ門3-1-1	7010005003668	会計法第29条の3第4項 訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するためには、各地域におけるDMOの取組水準の引き上げを図るとともに、各DMOが適切な役割分担のもとに有機的に連携し、広域エリア全体の魅力を高め、それを効果的に発信していくことが重要である。本事業においては、観光地域のマネジメント・マーケティングを行うための支援システム「DMOネット」を効果的に活用し、外国人旅行者の誘客拡大に向けた、各地域におけるDMO間の連携促進を図るとともに、DMOの確れた取組事例の横展開を図ることを目的としている。本事業の実施にあたって、十分な成果を得るためには、DMO及び観光地域づくりに関する専門的な知見・本システムを効果的に活用したDMO間の連携促進施策等を立案できる高度な企画・構想能力、本システムのユーザーからの問い合わせに対するサポート等を通じてDMOの意向を的確に調査・分析し、課題を整理しながら運用等に反映する柔軟な調整能力を有することが必要である。また、本事業においては、システムの効果的な活用方策の検討や課題の調査分析業務を実施することができ、かつ、ユーザーであるDMOの立場に立った形で、それらの検討・調査結果をシステムの運用業務に常に柔軟に反映できることが必要不可欠である。本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	10,134,432	10,134,432	100.00%	-	公社	国認定	1者	本業務は、観光地域づくり法人(DMO)に対する情報支援といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

<p>下水道資源の農業利用等促進に向けた調査検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.15</p>	<p>共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務は、下水道資源の農業利用等の促進に向け、想定される課題や効果を調査し、全国的な導入可能性及び更なる促進方策を検討することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、下水汚泥の農業利用等の資源化の導入可能性のある下水処理場について、下水道資源の利活用方策の検討を行い、下水処理場における資源化の導入に向けた課題及び導入可能性を調査することに加え、全国の実況を踏まえ、将来的な全国での下水道資源の利用可能性を推計し、政策目標として掲げられた農業利用率の達成に向けた方策の検討を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案には、下水道資源の利活用方策の検討及び政策目標として掲げられた農業利用率の達成に向けた方策の検討にあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていたことから、実現性が高いと評価された。 そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>12,188,000</p>	<p>12,188,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、下水道資源の農業利用等促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>河川事業の効果等に係る広報資料作成業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.15</p>	<p>公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F</p>	<p>5010005016762</p>	<p>河川行政の遂行にあたっては、国民、地方公共団体等の理解が不可欠であり、適切な情報発信による河川行政への理解促進が重要である。このため、対象に届いたわかりやすい的確な広報資料の作成が求められている。 そこで本業務では、近年の河川行政を取り巻く情勢の変化や重要な施策、河川行政に関する基礎的な情報、全国の河川事業の効果等の理解促進に資する広報資料を作成する。 本業務の実施にあたっては、河川事業、河川行政等に関する高度な知識と技術が必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号</p>	<p>11,979,000</p>	<p>11,957,000</p>	<p>99.8%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、河川事業の効果等に係る広報といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>
<p>平成31年度下水道施設のエネルギー拠点化案件形成支援業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.16</p>	<p>共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務は、下水処理場におけるエネルギー拠点化や下水熱利用に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成を支援することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に対する助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案には、下水処理場におけるエネルギー拠点化について検討するにあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていたことから、実現性が高いと評価された。 そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号</p>	<p>15,004,000</p>	<p>15,000,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>無</p>	<p>本業務は、下水道施設のエネルギー拠点化案件形成支援といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>

<p>持続性ある実践的な河川環境管理のための技術検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.19</p>	<p>共同提案体 公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人日本生態系協会 東京都中央区新川1-17-24</p>	<p>1010005018655</p>	<p>平成29年6月に、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた。本業務では、提言に基づく取組として、河川環境の評価及び持続的に河川環境を保全するための方策について検討を行い、多自然川づくりをより一層推進するとともに、生態系ネットワークに対する効果を把握し、多様な主体と連携した生態系ネットワークの取組を拡大させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、河川環境評価と改善の考え方について、河川全体の俯瞰的な把握方法や評価の空間スケールの設定に関する妥当性を検討する必要がある。また、生態系ネットワーク形成における河川整備の物理的な容与や生物種の多様性への貢献に関して検討する必要がある。河川内の物理的、生態的特徴のみならず、流域も含めた河川環境整備について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>31,020,000</p>	<p>31,020,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、持続性ある実践的な河川環境管理といった政策的な達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今般も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>下水道分野における効果的な技術開発の実施方策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.19</p>	<p>公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1</p>	<p>4011105003503</p>	<p>下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加進戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるために効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、現行の技術開発支援制度のより効果的・効率的な実施方策を検討するとともに、支援制度全体の見直しに向けた検討を行い、下水道分野における技術開発を加速させることを目的としている。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>	<p>16,291,000</p>	<p>16,236,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、下水道分野における効果的な技術開発といった政策的な達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今般も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>

<p>平成31年度海岸での活動を通じた地域活性化のための検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.19</p>	<p>公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24</p>	<p>1010005018655</p>	<p>本業務は、「はまツアーズ推進プロジェクト」の登録海岸等を事例とし、砂浜を含む沿岸域の魅力と利用促進に資する具体的な方策や効果的な広域手段を検討し、砂浜の観光資源としての価値を高めることで、地域活性化を図ることを目的とする。 本業務は、砂浜を含めた海岸利用の促進を図るための効果的な広報、情報発信を検討する能力を要するものである。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び本企画提案のテーマに対する的確性、業務執行能力における専門性の高さが示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>11,946,000</p>	<p>11,880,000</p>	<p>99.4%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、海岸での活動を通じた地域活性化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>
<p>下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.23</p>	<p>共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル</p>	<p>4011105003503</p>	<p>本業務では、地方公共団体が実施するハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を推進するため、浸水リスクの評価をふまえ、重点的に対策を実施すべき区域等を検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、浸水対策を優先的に実施すべき区域の選定について検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたことと、浸水対策を優先的に実施すべき区域の検討において、土地の浸水しやすさ、脆弱性、降雨の規模別の被害額と必要事業費を踏まえた脆弱性の評価手法など、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>	<p>39,864,000</p>	<p>39,820,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、下水道による総合的な都市浸水対策といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>
<p>河川維持管理の水準向上及び効率化に関する検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>H31.4.24</p>	<p>共同提案体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>本業務は、河川維持管理の水準向上及び効率化を推進していくことを目的として、河川における維持管理状況の事例収集及び分析を行い、各種点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良について検討するものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良の検討において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川維持管理の効率化等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>33,594,000</p>	<p>33,000,000</p>	<p>98.2%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>	<p>本業務は、河川維持管理の水準向上及び効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>

平成31年度 防災教育及び河川教育の普及・展開に関する広報資料検討・作成業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.24	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	<p>本業務は、(1)避難訓練などの時間を活用した防災教育の広報資料等の教育現場での活用及びその結果を踏まえた改良、(2)防災教育及び河川教育の事例収集及び広報資料作成、(3)防災に関する取組についての広報を行い、学校教育現場等における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、左記相手方の企画提案は、「的確性」「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。</p> <p>よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	14,135,000	13,970,000	98.8%	-	公財	国認定	1者	<p>本業務は、防災教育及び河川教育の普及・展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっており、問題はない。</p> <p>今後、競争性を高める見直しを実施することし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	無
雨天時における下水道の適正処理等に係る検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	H31.4.26	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル	4011105003503	<p>本業務では、雨天時における下水道への流入量等に関する実態把握および傾向等の分析を行うとともに、施設計画や放流水質等に関する対応方策について検討し、適正な水質管理を推進することを目的とする。</p> <p>業務の実施にあたり、ストックマネジメントと連携した雨天時浸入水の発生量の把握と対策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、ストックマネジメントと連携した雨天時浸入水の発生量の把握と対策の検討において、全国各都市の雨天時浸入水の実態を踏まえた当面および中長期的目標の設定など、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号</p>	32,989,000	32,989,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	<p>本業務は、雨天時における下水道の適正処理等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっており、問題はない。</p> <p>今後、競争性を高める見直しを実施することし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	無
平成31年度 河川に係る活動に関する広報企画業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R1.5.13	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	5010005016762	<p>本業務は、水循環の健全化に寄与する活動団体等を表彰する「日本水大賞」の運営を補助するとともに、水防災に関する活動の応募数増加に資する広報方法を企画することで、水防災や河川の維持・環境の保全等に関する活動の活性化に資することを目的とする。</p> <p>本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた整理や広報企画を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。</p> <p>その結果、左記相手方の提案は、「実施方針・実施ロード・工程表等」の「業務理解度」、「業務手順」及び「特定テーマに対する提案」の「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。</p> <p>よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 ・政府調達に関する協定第13条第1項(b)「技術的な理由により競争が存在しない」 ・国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号「特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」</p>	24,904,000	24,904,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	<p>本業務は、河川に係る活動に関する広報といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっており、問題はない。</p> <p>今後、競争性を高める見直しを実施することし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	無

平成31年度大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1	R1.5.16	公益財団法人日本道路 交通情報センター 東京都千代田区飯田 橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、 運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な 啓発活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施 するとともに、関係機関・団体等と連携して設立 した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協 議会（以下連絡協議会）」の運営支援を行うもので ある。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要 とすることから、大型車両を取り巻く課題等を把握 ・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的 な広範内容について、実行性のある効果的な啓発 活動などを含めた技術提案を求め、企画競争により 業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企 画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と 認められたため、左記業者と契約を行うものである。	10,681,000	10,681,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	本業務は、大型車両の 適正な通行といった 政策目的の達成のため に必要な支出であるが、 参加条件等の見直し、 十分な契約準備期間の 確保、業務内容の明確 化を行うなど、競争性を 高める取り組みを実施 しており、点検の結果問 題はない。引き続き透 明性の向上に努める など一者応募の解消に 取り組むものとする。 また、企画競争におけ る提案書の審査等にお いても公平性・公正性 の確保が十分に図られ ており、問題はない。	無
人間中心の都市を実現するための都市空間の再構築・利活用方策に関する検討業務	支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞 が関2-1-3	R1.5.17	共同提案体（代表者） 公益社団法人日本交 通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3- 23-1	8010005003758	本業務では、街路空間をはじめとする都市空間の 再構築・利活用に関する事例や知見を収集し整理 ・分析するとともに、実現に向けた具体的手法と 横展開方策の検討を行うことで、都市空間再構 築・利活用の一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業 務を行った実績を有していることなどが必要であり 、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の 検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた 提案を選定する企画競争を経て発注することが適切 であるため、競争中心による一般競争ではなく、 当該手続きを行ったところである。その結果、左記 相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解 し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定 テーマに対する企画提案についても、的確性がある ものと判断したこと、また、本業務の遂行にあ たって十分な専門性、経験があると判断したことか ら、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委 員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3 第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、 人間中心の都市を実現するための都市空間の再 構築・利活用方策に関する検討業務公益社団法 人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサル タンス共同提案体と随意契約を行うものである。	24,541,000	24,541,000	100.0%	-	公社	国認定	3者	本業務は、都市空間 再構築・利活用の推 進といった政策目的 の達成のために必要 な支出であるが、参 加条件等の見直し、 十分な契約準備期 間の確保、業務内容 の明確化を行うなど 、競争性を高める取 組みを実施したこと により、複数者から の応募が実現してい ると考えられ、点検 の結果問題はない。 なお、本業務は令 和2年度で終了する 事業である。 また、企画競争にお ける提案書の審査等 においても公平性・ 公正性の確保が十分 に図られており、問 題はない。	有
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の管理・利用調整に関する調査検討業務	支出負担行為担当 国土交通省大臣官 房会計課長 市川 篤志 東京都千代田区霞 が関2-1-3	R1.5.20	公益社団法人日本港 湾協会 東京都港区赤坂3-3- 5	7010405000967	本業務は、再エネ海域利用法に基づき、気象海 象データ等の情報収集整理や現地におけるヒア リング等の実施、船舶の航行安全や漁業実施に 関する検討を踏まえ、促進区域の指定や事業者選 定の評価項目の設定に向けた検討を行うとともに、 公募占用を行うための基礎資料の作成を行い、協 議会の開催等を通じて当該方策の妥当性につ いて検証を行うものである。洋上風力発電の導入 促進に向けた海域の管理・利用調整に当たっては、 洋上風力発電設備は、一般的な港湾施設と比較 して大規模かつ特殊な構造であり、これまでの港 湾行政の中で十分な経験の無い施設であること から、考慮する観点を確認できないため、仕様を 確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の 着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕 様に反映させることにより、最適な業務遂行を行 う必要があることから、企画競争方式により発注 することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争 実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該 業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契 約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当 するため、左記業者と随意契約を締結するもので ある。	66,751,385	66,000,000	98.9%	-	公社	国認定	1者	本業務は、洋上風力 発電の導入促進とい った政策目的の達成 のために必要な支 出であるが、参加条 件等の見直し、十分 な契約準備期間の 確保、業務内容の明 確化、参入拡大を前 提とした適切な業務 内容の検討を行うな ど、競争性を高める 取り組みを実施して おり、点検の結果問 題はない。引き続き 透明性の向上に努 めるなど一者応募の 解消に取り組むもの とする。 また、企画競争にお ける提案書の審査等 においても公平性・ 公正性の確保が十分 に図られており、問 題はない。	無

<p>これからの自転車 駐車場施策に関する 検討調査業務</p>	<p>支出負担行為担当 官 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞 が関2-1-3</p>	<p>R1.5.23</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交 通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3- 23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>本業務は、自転車の活用推進を図るために、地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場施策に関して検討するとともに、シェアサイクルの導入促進方策等について検討することを目的として行うものである。本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、附置義務による自転車駐車場の量的確保の状況のみにとどまらず、様々な観点に着目した都市の特性毎の差異を見出しつつ、今後のきめ細かい対応へつなげていること、具体的な利用状況について事業者・管理官目線での調査検討を進め、より具体的な施策へとつなげていること、これからのシェアサイクルのあり方を検討する上でそれを裏付ける既往の調査実績を有していることから、業務目的や課題を理解した着眼点となっており、的確性・実現性において優れていると判断したため、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、これからの自転車駐車場施策に関する検討調査業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>12,991,000</p>	<p>12,980,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、自転車活用の推進といった政策的な達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。なお、本業務は令和2年度で終了する事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>
<p>国際的な大規模イ ベントの開催と都 市公園整備のあり 方に関する調査</p>	<p>支出負担行為担当 官 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞 が関2-1-3</p>	<p>R1.5.23</p>	<p>共同提案体 公益財団法人都市緑 化機構 東京都千代田区神田 神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、横浜市の要請を念頭に、国際的な大規模イベントの開催と都市公園整備のあり方について調査を行うことにより、新たな観点を取り入れたまちづくりや地域活性化推進の観点として、都市公園が役割を担っていくために必要な対応の検討を行うものである。本業務の履行にあたっては、検討会の開催等を通じ、国際園芸博覧会等の国際的な大規模イベントを活用にあたっての課題に対応する具体策及び国際的な発信の具体策を提示するとともに、国際的な大規模イベントのあり方やその効果等に関する調査・分析を実施する能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成31年3月26日から平成31年4月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、国際的な大規模イベントの開催と都市公園整備のあり方に関する調査プレック研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験等を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>13,497,000</p>	<p>13,497,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>	<p>本業務は、都市公園を新たな観点を取り入れたまちづくりや地域活性化推進の観点とするといった政策的な達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>

<p>都市交通における自動運転技術の導入に関する調査検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.5.23</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>本業務では、都市における自動運転技術の活用について、主に基幹的なバス等の公共交通に着目し、実証実験や新技術の導入機運を醸成するための取組を通して、社会実装に向けた活用方策及び都市の環境整備について検討することを目的とする。本業務を行うにあたっては、公共交通の導入に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、都市交通における自動運転技術の導入に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>15,961,000</p>	<p>15,917,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>無</p>
<p>中核中核都市等におけるまちなかの都市交通施策の推進に関する調査検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.5.23</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>本業務では、中核中核都市等における居住・産業等の動向や中心部の活力、関連する都市交通施策等の現状についての詳細調査を行い、今後の都市交通施策の展開に向けた課題整理及び検討を行うとともに、まちなかの都市交通施策の推進に向けた、地区交通戦略の解説資料を作成することを目的とする。本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、中核中核都市等におけるまちなかの都市交通施策の推進に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>18,161,000</p>	<p>18,161,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>無</p>

<p>屋上緑化・壁面緑化の推進に向けた調査・検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 官 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R15.23</p>	<p>公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4</p>	<p>9010005011405</p>	<p>本業務は、屋上緑化・壁面緑化創出の推進を図ることを目的に、屋上緑化・壁面緑化施工実績等の調査や、霞ヶ関合同庁舎3号館屋上庭園の今後の活用方策の検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、近年の社会情勢を踏まえ、国内外における屋外空間の活用に係る動向を整理した上で、霞ヶ関合同庁舎3号館屋上庭園の新たな活用方策の検討や、新たな活用方策の検討内容を踏まえて、今後庁舎の改修に合わせて屋上庭園の再整備を行う場合の屋上庭園再整備の基本計画の作成を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成31年3月5日から平成31年4月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>21,835,000</p>	<p>21,824,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>		<p>本業務は、都市部における緑地空間の創出の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>平成31年度 ベトナムにおける我が国の土地評価制度導入パイロット事業</p>	<p>支出負担行為担当 官 土地・建設産業局長 野村 正史 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R15.31</p>	<p>公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15SVAXTTビル</p>	<p>70104050110470</p>	<p>本業務は、昨年度事業においてパイロット事業を実施したハイフォン市のゴークエン区以外の区域における課題への対応に重点を置き、相手国政府と連携しつつ、我が国土地評価手法を適用した評価事業を実施することを通じて、今後のベトナムにおける土地評価制度の改善点について分析・提言し、我が国のプレゼンスの向上やビジネス環境の更なる改善を図ること等を目的に事業を実施するものである。 本業務の実施にあたっては、ベトナムの土地評価における各当庁の役割や土地評価の際に必要なとなる情報の収集および分析を行うための高度な知識及び経験を有していること等が必要であり、本業務は価格中心による一般競争には馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、企画競争による公募を行った。 公募の後、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 1者から企画提案書の提出があり、提出された企画提案書の内容について、「業務実施体制」、「実施方針」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を選定し、随意契約を締結することとした。 4. 根拠条文 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	<p>12,045,000</p>	<p>11,979,000</p>	<p>99.5%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、ベトナムにおける我が国のプレゼンス向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>

<p>効率的な道路情報の集約・提供方法および運用に関する検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.6.5</p>	<p>共同提案体 公益財団法人日本道路交通情報センター 他1者 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>本業務は、民間事業者が実施する道路交通情報の提供に関する最新動向調査や、過年度の検討結果を踏まえた道路情報提供システムにかかる技術資料の整理、関連する機器の仕様の確認等を行うことで、道路情報提供システムの道路管理者による迅速かつ的確な情報提供を図るものである。 本業務を遂行する者は、道路管理者の行う道路情報等の提供内容及び提供方法に関する知識を有しているとともに、道路情報提供システムに関連する機器の仕様の確認等を行うにあたり必要な知見を有している必要があるため、企画競争において、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価することが適当であるため、企画競争を実施した。提出された企画提案書を審査した結果、左記相手方の企画提案は、道路情報提供システムの周辺機器に係る仕様の把握及び、道路情報提供システムへの連携について、具体的な提案がなされていたため、業務を遂行するうえで妥当なものであると、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号</p>	<p>14,949,000</p>	<p>14,905,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、道路情報等の迅速かつ的確な情報提供といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていないものである。なお、本業務は令和元年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>
<p>今後の大規模災害発生時における市街地復興事業の組立て方・進め方検討業務</p>	<p>支出負担行為担当官 都市局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.6.12</p>	<p>共同提案体(代表者) 公益社団法人街づくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32</p>	<p>4010005018652</p>	<p>本業務の履行にあたっては、東日本大震災被災地における市街地復興事業について、市街地復興パターン決定から市街地復興事業の選択・実施までのフロー、事業の組合せ方を整理するほか、客観的な指標を設定し事業効果を把握する等の能力を有している必要がある。また、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害時における市街地復興事業の組立て方・進め方を整理するための能力も有している必要がある。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成31年4月22日から令和元年5月15日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、16者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、今後の大規模災害発生時における市街地復興事業の組立て方・進め方検討業務共同提案体の企画提案が、優れていることから、共同提案体が特定された。 その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。</p>	<p>11,979,000</p>	<p>11,968,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、大規模災害発生後の市街地復興といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後も競争性を高めることとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>

<p>宿泊施設の生産性向上の推進に関する業務</p>	<p>支出負担行為担当 観光庁次長 和田 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>R1.6.21</p>	<p>公益財団法人日本生産性本部 東京都千代田区平河町2-13-12</p>	<p>4011005003009</p>	<p>会計法第29条の3第4項 本事業は、宿泊施設における生産性向上の促進を図るため、経営者のスキルアップや意識改革のためのワークショップを実施するとともに、宿泊施設の生産性向上に関する先進事例を収集し、付加価値向上に繋がる生産性向上のモデル事例集を作成することを目的とする。本事業の実施にあたっては、宿泊業が置かれている現状と課題、また、宿泊事業者が持つ問題意識と宿泊業界におけるこれまでの取り組み等を十分に把握した上で、高い効果が期待できる確定的な経営診断やフォローアップ、ニーズを踏まえたワークショップ開催等の運営を行う必要がある。また、本事業を円滑に運営するためには、高いプロジェクトマネジメント能力が必要であるとともに、企業コンサルティングに精通し、業界ニーズに対応した、より訴求力のあるモデル事例の創出及びそれらの提供についての専門知識や高いスキルが求められる。本事業につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。</p>	<p>32,279,748</p>	<p>32,279,748</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>4者</p>	<p>本業務は、都市空間再構築・利活用の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。なお、本業務は令和2年度で終了する事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>
<p>海のドローンの活用とそれを踏まえた社会育成に向けた基盤整備業務</p>	<p>支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 市川 篤志 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.7.5</p>	<p>公益財団法人日本財団 東京都港区赤坂1-2-2</p>	<p>8010405009495</p>	<p>洋上風力発電は世界的に導入が進んでおり、世界風力会議(GWEC)のGlobal Wind Report 2018によると、2011年に4117MWであった世界累計導入量は2018年には23140MWで急激に拡大している。一方で、洋上風力発電は陸上の風力発電に比べてアクセスやメンテナンス作業が難しく且つ高コストであることから、効率的なメンテナンスによるコスト削減が課題となっている。洋上風力発電の導入が進んでいる欧州では、このニーズを踏まえて、海のドローン(AUV:Autonomous Underwater Vehicle)を送電ケーブルのメンテナンスなどに活用することが検討されている。また、海底油田・ガス田開採の分野においても、油底低速によりオペレーションコストの削減が大きな課題となっており、老朽化した海底パイプラインのメンテナンスなどへのAUVの活用が進むと見られている。事実、AUVの市場規模は、2010年には約2億ドルであったものが、2018年には約9億ドルまで拡大しており、今後さらに2023年まで年平均約2割の成長を遂げ、約12億ドルまで拡大するという見通しもあり、将来有望な新市場と目されている。このため、本事業では、これまで主に海洋調査で用いられていたAUVを、石油・ガス及び再生可能エネルギーの海洋中での検査・調査等に用いる際に必要な要件、留意事項等をガイドラインとして整理することで、我が国造船事業者の市場獲得に向けた環境整備を図ることとしている。また、このような最先端の技術の展開を図り、我が国産業界の競争力を維持・強化していくためには、その基盤となる企業の若手技術者の育成が重要となってくることから、合わせて企業の若手技術者の育成の在り方を検討することとしている。しかしながら、現状、我が国には開発可能な海洋調査フィールドが殆ど存在せず、AUVの活用事例も殆ど存在しないことから、今後AUVの活用が進むと見られている老朽化した海底パイプラインのメンテナンス分野などを想定しつつ適用に必要な要件等を検討・調査することは、困難である。また、同様の理由により、我が国では現場で人材を育てることが困難であり、若手技術者の育成手法も確立していない。もっとも、我が国の民間事業者、大学、研究所の中には、少ないながらもAUVの販売実績を有する者が存在し、また、AUVと運用フィールドが似通っていると考えられるROV(Remotely Operated Vehicle:遠隔操縦型の水中ロボット)で高い実績を有する者も存在することから、上述のようにAUVに係る要件等を検討・精査することが難しい中においても、これらの者の知見を最大限に活用することによって、より優れた結果が得られるものと考えられる。したがって、本業務は、公示によって企画提案書の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式を行い、最優秀開発手法等の仕様を確定することが適切であると考えられるため、手続きを進めたところである。その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容の確実性、業務遂行の確実性、業務実施の効率的性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第9条の参第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。</p>	<p>101,763,891</p>	<p>101,299,996</p>	<p>99.5%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、我が国海産産業による海洋開発市場への進出に向けた環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。なお、本業務は令和2年度で終了する事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>

<p>新たな技術等を活用した河川管理の効率化・合理化方策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 水管理・国土保全局長 塚原 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.7.8</p>	<p>共同提案体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>本業務は、激化・頻発する水害に対し、現状の河川管理の実態を踏まえつつ、安全を持続的に確保するための河川管理の実現に向けた、新たな技術等の積極的活用や、基準類の見直しを含めた、効率的・合理的な河川管理の仕組みについて検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河道管理や河川監視、除草や施設運用・管理を新たな技術等を活用して効率化・合理化を図るに当たり、財源や人的資材を考慮しつつ、新技術導入効果を定量的に示すほか、必要に応じて関連する基準の改定案を作成するなど、専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 ② 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性・独創性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p>	<p>22,088,000</p>	<p>22,000,000</p>	<p>99.6%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、新たな技術等を活用した河川管理の効率化・合理化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後も競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>令和元年度事業用自動車等に係る交通事故分析及び交通安全対策検討業務</p>	<p>支出負担行為担当 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.7.24</p>	<p>公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8</p>	<p>2010005018547</p>	<p>本業務は事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造面での交通安全対策の検討を行う。 また、歩行中、自転車乗用中、車両相互及び単独の交通事故に関して、リスク評価の検討を行うとともに、リスク評価結果を踏まえ、今後の交通安全対策に活用する方策の提案を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは公益財団法人交通事故総合分析センターのみである。 なお、公益財団法人交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、公益財団法人交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。</p>	<p>24,992,000</p>	<p>24,970,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>		<p>本業務は、交通安全対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化」について(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。</p>	<p>有</p>
<p>ミャンマー及びカンボジアにおける自動車の点検整備及び検査・登録制度の在り方調査</p>	<p>支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 木村 典夫 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.8.6</p>	<p>公益財団法人日本自動車輸送技術協会 東京都新宿区四谷3-2-5</p>	<p>4010005004660</p>	<p>本調査に係る業務を実施するためには、ミャンマー及びカンボジア政府にとって有益な提言や協力プログラムをまとめるにあつて、両国の自動車の点検整備及び検査・登録制度に係る現状・課題及び政府のニーズ、並びに日本企業が提供可能な技術や知見を的確に把握・分析する手法、相手国が抱える課題に対して、日本企業が提供可能な技術や知見等の優位性を両国政府に対して効果的かつ具体的に認知せしめる手法等を仕様書に盛り込む必要がある。しかしながら、国土交通省には前述の要素を網羅したノウハウを活かした調査手法等を企画提案させることにより、その優れた提案を仕様書に盛り込む必要があるため、一般競争によらず企画競争を実施したものである。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、企画提案内容等において高い評価を受けて選定された法人であり、また、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するものである。自動車局技術政策課 野津 真生</p>	<p>20,749,844</p>	<p>20,749,828</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2者</p>		<p>本業務は、インフラシステムの海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>

<p>2019年度 放置された土地の悪影響(外部不経済等)に関する分析・評価及び管理のあり方に関する調査一式</p>	<p>支出負担行為担当 官 国土政策局長 坂根 工博 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>R1.8.26</p>	<p>公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル</p>	<p>6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本調査では、土地が放置されたことにより生じる悪影響(外部不経済等)が引き起こす事象について、主に住民の経済的損失等の分析を行い、各種条件による悪影響(外部不経済)の度合いを整理するとともに、ガイドラインの改訂を実施することを目的とする。 本調査の実施にあたっては、放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち長野県野田中集村で実施するケーススタディ、地元住民の悪影響の把握調査や悪影響(外部不経済)に関する分析・調査手法の検討のうち評価の検討や文献調査等を行うことか。実施者については、これらの検討に資する経験と能力を十分に有した上で高い専門性が必須である。 このため、調査の実施にあたり、国土政策局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」といふ。)における審議を経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、6者が企画提案書作成要領を受領し、この結果、公益財団法人日本生態系協会を含む4者から応募があり、有識者委員会と審議の上、企画競争委員会にて審査したところ、公益財団法人日本生態系協会の提案が、 ①放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち長野県野田中集村で実施するケーススタディについては、過去のワークショップを踏まえた上で、今後のテーマごときべき内容を具体的に記載されており、実現性が高いと考えられる。 ②放置された土地の悪影響を把握するための現地調査のうち地元住民の悪影響の把握調査については、アンケートの内容や座談会の録音など記載されており、的確性・実現性・独創性が高いと考えられる。 ③悪影響(外部不経済)に関する分析・評価手法の検討のうち悪影響の評価の検討については、過去の事例を参考としてCVMによる調査方法や国取等定数など具体的に記載されており、実現性が高いと考えられる。 ④悪影響(外部不経済)に関する分析・評価手法の検討のうち低コストな管理方法や調査や関係企業等への働きかけにより整理については、関係者の調査の実施の選定にあたっては、対象(候補)を具体的に示されており、的確性が高いと考えられる。 ⑤①～④をはじめ、提案書全般について本調査の趣旨を即し、よく検討され、審議ととも具体的な議論となっていることから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により左記法人と随意契約を行うものである。</p>	<p>10,989,000</p>	<p>10,945,000</p>	<p>99.60%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>4者</p>	<p>本業務は、国土の適切な管理等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上、確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>無</p>
<p>常時微動計測による橋脚の固有振動数同定システムの開発</p>	<p>支出負担行為担当 官 国土交通省大臣官房会計課長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.8.30</p>	<p>公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38</p>	<p>3012405002559</p>	<p>本委託研究は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会において審査基準に基づき審査された結果、「常時微動計測による橋脚の固有振動数同定システムの開発」(公益財団法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委任契約に該当するものであり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。</p>	<p>15,854,883</p>	<p>15,846,746</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>14者</p>	<p>本業務は、交通運輸分野に係る政策課題解決といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。</p>	<p>無</p>
<p>令和元年度 コンクリート構造物の設計に関する調査研究</p>	<p>支出負担行為担当 官 国土交通省大臣官房会計課長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-3</p>	<p>R1.9.24</p>	<p>公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38</p>	<p>3012405002559</p>	<p>本業務は、鉄道コンクリート構造物を設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、コンクリート構造物技術の最新知見を取り入れ、施工・維持管理との連携強化、新技術の導入及び技術レベルの向上を反映させたコンクリート構造物の設計に関する調査研究を行うことを目的として、国内の技術基準として標準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道コンクリート構造物の工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	<p>39,955,644</p>	<p>39,930,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつており、競争性が高まっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>

令和元年度 鋼・合成構造物等の橋りょうの設計に関する調査研究	支出負担行為担当 国土交通省大臣官 房会計課長 木村 典央 東京都千代田区霞 が関2-1-3	R1.9.24	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町 2-8-38	3012405002559	<p>本業務は、鉄道橋りょうを設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、構設計画に関する情報や新たな知見を取り入れることで、設計標準を見直し、より安全で経済的な設計の実現を図るとともに、鉄道輸送の安全確保及び建設コストの削減を図ることを目的としており、本業務を行う者は、国の技術基準として基準策定に耐える信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道橋りょうの設計及び施工技術に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	25,052.617	24,970.000	99.7%	-	公財	国認定	1者		<p>本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	有
令和元年度 基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当 国土交通省大臣官 房会計課長 木村 典央 東京都千代田区霞 が関2-1-3	R1.9.24	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町 2-8-38	3012405002559	<p>本業務は、基礎・抗土圧構造物の構造型式に応じた変状の把握方法から対策の選定までの体系、水害や地震被害を受けた場合の検査・復旧方法に係る体系を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物維持管理標準（基礎構造物・抗土圧構造物）の手引きとしてとりまとめることを目的としており、本業務を行う者は、基礎・抗土圧構造物に係る維持管理、補強技術等に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	35,017.602	34,980.000	99.9%	-	公財	国認定	1者		<p>本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。</p> <p>また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	有

<p>道路交通情報に関する業務(下半年期) (委託)</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 佐藤 肇 札幌市北区北8条西2丁目</p>	<p>R1.10.1</p>	<p>公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10</p>	<p>2010005004175</p>	<p>・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。</p>	<p>39,900,000</p>	<p>39,900,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。</p>	<p>有</p>
<p>民族共生象徴空間の広報活動等委託業務</p>	<p>支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 水島 徹治 東京都千代田区霞が関2-1-2</p>	<p>R2.2.5</p>	<p>公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7</p>	<p>1430005001164</p>	<p>民族共生象徴空間の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「民族共生象徴空間の広報活動等委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウホポイを通じてアイヌ文化等の国民理解の促進等を図るために、年間来場者数100万人を目標とし、ウホポイの認知度向上を図ることなどを目的とした広報活動及びウホポイの環境整備、夜間営業時に実施するエンターテインメント性のあるプログラムの準備を実施するものである。したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	<p>3,345,609,000</p>	<p>3,345,609,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1者</p>	<p>本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。 なお、本業務は令和2年度で終了する事業である。</p>	<p>無</p>

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。